

経商研究会例會報

第十六回 統計的方法の本質
第十七回 地方雑稅

関 彌 三 郎
箕 浦 格 良

(報告要旨) 地方税中道府県税に属する鉱区税、漁業権税、狩猟者税について詳細な解説が加えられた。

第十八回 附加価値税の本質
第十九回 保険差益の会計処理

箕 浦 格 良
寺 島 平

(報告要旨) 保険差益の圧縮記帳の特例を中心として、税法上の規定や取扱の理解と批判、そしてその性格上、資産再評価差益同様に解し、その資本性を主張しかつその処理方法を例示すると共に、資本取引と損益取引の区分、したがつて資本剰餘金と利益剰餘金との本質を究明しようとした。

第二十回 「資本論」における流通費の性格 小 牧 聖 徳
(報告要旨) 特殊な流通費である保管費と運輸費の生産的性格を論じ、それは資本家には致富の源泉であり、社会全体の商品の価値を高めるも、価値の増加、社会全体の富の増加とはならないことから、これを消極的生産と名づけた。

★

本誌冒頭所掲の末川名誉会長の創刊のことは後掲の趣意書にみられるような経緯で、われわれ経済学部「経商研究会」は、新に成立した「経済学会」中、専任教員を構成員とする一研究グループになつたわけである。したがつて、今後「経商研究会」の活動はつづけられるはずである。

立命館大学経済学会の成立

経商研究会はかねて経済学会への改組再編成を企画し、その事業、機構その他について準備中であつたが、去る二月十

二日創立総会を開催し、席上別掲の如き、会則を審議決定した。なお、新構想に伴い会員を広く学生、校友の中に募るべく、大体左掲のような趣意書をもつて呼びかけたが、続々入会申込があり、大いに意を強くしている次第である。

★

立命館大学経済学会の結成にあたって

われわれは昨年すでに立命館学園の創立五十周年を祝つたが、わが経済学部が立命館大学法経学部の経済学科として発足してからでもすでに四半世紀を超えるのである。その間、経済学科は更に商学科の拡充を加へ、この両学科を担当する本学専任教員は「経商研究会」を結成して、相互の研鑽推究をつづけて来たのである。その研究成果の発表機関としては「立命館学叢」「法と経済」「立命館大学論叢」更に復刊「法と経済」というふうに、わが学園の発展と社会情勢の推移を反映しつつ種々変遷して来たが、専門的研究活動とその成果発表とは不断につづけられて今日に至つたのである。

今やわれわれは独立のしかも学園中最大の学部にまで成長して来たのである。これは偏に先輩先生の努力の賜物であることはいらうまでもない。われわれもまた先学の業績と名声を辱めることのないよう、一層の研鑽を誓ふと共に、従前の「経商研究会」を改組して、こゝに「立命館大学経済学会」を結成したのである。われわれの「経済学会」は研究発表の舞台として「法と経済」に代つて新たに機関誌「立命館経済学」を持つことになつた。

従來の「経商研究会」は専ら学部専任教員を成員とする組織であり、機関誌もまた専門的研究成果の掲載に限られていて、学生諸君に対する直接の関心は極めて稀薄なものであつた。われわれはこの点に深く反省すべきところのあるを感じ、新たに誕生した「学会」は教員のみならず、校友や在学生諸

君おも組織中に包含し、わが経済学部関係者の総力を結集して学会事業を推進したいと考えたのである。すなわち、従前のような個人的研究発表の会たるに止まらず、学生諸君のための講座の開設や、工場見学、実態調査の実施など、教員と学生とが一丸となって学問的活動が出来るような組織にしたいのである。また機関誌も「学生版」の発行などによって校友・学生諸君の研究発表に供しうる機会をつくりたい。計画をもつておる。各位の御協力を切望してやまない。

昭和二十七年二月

立命館大学経済学会

★ 立命館大学経済学会会則

- 一、本会は立命館大学経済学会と称する。
- 二、本会の事務所は立命館大学経済学部内におく。
- 三、本会は経済学・商学その他これに関連する諸学の研究およびその普及を目的とする。
- 四、本会はその目的を達成するために左の事業を行う。
 - 1 機関誌「立命館経済学」の編集
 - 2 研究会・講演会の開催
 - 3 実態調査・見学会の実施
 - 4 その他右に関連する事業
- 五、本会は立命館大学経済学部に関係ある教員および校友・在学生をもつて組織する。本会の主旨に賛同しこれを支援しようとするものは入会することができる。会員は所定の会費を負担し機関誌の配布をうけかつ本会の行う各種の事業に参加することができる。
- 六、本会に左の役員をおく。

1 名譽会長	一一	名
2 会長	一	名
3 評議員	若干	名

- 4 委員 若干名
- 5 幹事 一 名

名譽会長には本学総長を推戴する。会長には経済学部長が就任する。

評議員は経済学部専任教員並びに会員たる校友・学生の代表者を以てこれにあてる。

委員は編集・事業・会計に分ちそれぞれ評議員会で選任しその任期は一ケ年とする。但し重任を妨げない。幹事は経済学部教務課長がこれにあたり本会の庶務を担当する。

- 七、第四条各項の事業については委員会がこれを運営する。但し特に重要なものについては評議員会の審議を経なければならぬ。

評議員会は会長がこれを召集する。

- 八、本会の経費は会費・補助金・寄付金を以てこれにあてる。会費は左の通りとする。

一般会員 年額金六百元
学生会員 年額金五百円

- 九、本会の会計年度は毎年四月一日にはじまり翌年三月末日に終る。

会計は当該年度終了後二ヶ月以内に決算を行い評議員会に報告しなければならない。

- 十、本会の会則の変更は評議員会の決議による。

会費納入内規

		一般会員		学生会員	
昭和一六年度	第一期	二〇〇円	一般会員	一〇〇円	
	第二期	二〇〇円	はなるべ	一〇〇円	
	第三期	二〇〇円	はなるべ	一〇〇円	
普通年度	第一期	二〇〇円	納く全額前	二〇〇円	全額前納
	第二期	二〇〇円	納く全額前	二〇〇円	は
	第三期	二〇〇円	納く全額前	二〇〇円	四五〇円